

UBC情報

発行： 2026年3月2日

No. 309

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

- ・令和8年度の協会けんぽの保険料率は、3月分（4月納付分）から改定されます
 - ・確定申告にて振替納税をご利用されている方の振替日は以下の通りとなります。
- | | |
|-----------|----------|
| 申告所得税 | 4月23日（木） |
| 個人事業主の消費税 | 4月30日（木） |

トピックス

本年4月から住所等変更登記が義務化

本年4月から、不動産（土地・建物）の所有者は引っ越しで住所が変わった場合や結婚で氏名が変わった場合に、変更登記を行うことが義務化されます。

◇施行前の住所等の変更も義務化の対象

令和6年4月からの相続登記（相続による所有権の移転登記）の義務化に続き、令和8年4月からは不動産の所有者の氏名・住所（法人の場合は名称・住所）に変更があった場合は「変更日から2年以内に変更登記をすること」が義務付けられます（正当な理由なく変更登記をしない場合、5万円以下の過料が科される可能性があります）。

令和8年4月前に住所等の変更があった場合でも変更登記がされていなければ対象となり、令和10年3月までに変更登記をする必要があります。

なお、変更登記の義務化に伴い、一定の手続きにより所有者が変更登記をしなくても、法務局が定期的に住所等の変更の有無を確認して職権で住所等変更登記をする「スマート変更登記」が利用できます。

◇スマート変更登記を利用する場合は

個人の場合は法務局に検索用情報（所有者の氏名、住所、生年月日、メールアドレスなど）の申出をすることでスマート変更登記を利用でき、住所等の変更があった際は本人の了解を得た上で職権により変更登記が行われます（令和7年4月21日以降に所有権の登記名義人となる場合は原則、登記申請時に検索用情報を申出）。

また、法人の場合は会社法人等番号の登記をすることでスマート変更登記を利用できます（令和6年4月以降に所有権の登記名義人となる場合は原則、登記申請時に会社法人等番号を申請）。

教育資金贈与の非課税措置は3月末終了

教育資金に係る贈与税の非課税措置は、直系尊属（祖父母や親など）から30歳未満の受贈者（子や孫）に対して、金融機関との契約に基づき教育資金を一括贈与する場合、1500万円（塾など学校等以外に支払う費用は500万円が限度）まで贈与税が非課税となる制度です（受贈者が30歳に達した場合などに契約終了となり、残額は課税対象）。

令和8年度税制改正大綱において、本措置の適用期限は延長しないとされ、令和8年3月末をもって終了となる予定です。

なお、扶養義務者相互間でその都度、教育費や生活費に通常必要と認められる範囲内で贈与した場合、贈与税は課されません。



本年1月から始まった主な制度等は

◇下請法（下請代金支払遅延等防止法）の改正

法律名が「取適法（中小受託取引適正化法）」に変わり、*適用基準として従業員基準（製造委託等は300人、役務提供委託等は100人）を新設、*対象取引に特定運送委託を追加、*対象取引において協議を適切に行わないことによる一方的な代金の決定の禁止、*対象取引において手形払を禁止、*用語について、親事業者を「委託事業者」、下請事業者を「中小受託事業者」、下請代金を「製造委託等代金」等に変更、などが実施されます。

◇退職所得控除の調整規定の見直し

会社からの退職手当や、確定拠出年金（iDeCoや企業型DC）を老齢一時金（DC一時金）で受け取った場合などに適用できる退職所得控除について、DC一時金を受け取った後に会社からの退職手当等を受け取る場合に控除額の計算上、重複する勤続期間等を排除する調整は、退職手当等を受けた年の前年以前「9年内」（改正前4年内）にDC一時金を受け取っている場合が対象となります。この改正は本年1月以後にDC一時金を受け取る場合で、同日以後に支払を受ける退職手当等について適用されます。

◇退職所得の源泉徴収票等の提出範囲拡大

本年1月以後に退職手当等を支払った場合、法人の役員に限らず全ての受給者に係る退職所得の源泉徴収票等を税務署及び市区町村へ提出する必要があります。

◎電気・都市ガス料金の負担軽減措置……1月～3月使用分について負担軽減措置が実施されます。

◎協会けんぽの電子申請サービス開始……1月13日から、傷病手当金や出産手当金などの各種申請手続きについて「電子申請サービス」を開始します。

4月から始まる子ども・子育て支援金制度

本年4月から子育て世帯に対する支援（給付）の財源として「子ども・子育て支援金制度」が段階的に始まり、加入する医療保険（被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療）の保険料とあわせて支援金が徴収されます。

負担する支援金額は加入する医療保険や所得によって異なりますが、被用者保険（協会けんぽや健保組合など）の加入者の場合は「標準報酬月額×支援金率（令和8年度は0.23%）」で計算され、健康保険料と同様に労使折半となります。

子育て世帯の生命保険料控除を拡充

生命保険や介護医療保険、個人年金保険の保険料を支払った場合、「生命保険料控除」として一定額の所得控除を受けることができます（平成24年以後に締結した新契約と平成23年以前に締結した旧契約に係る保険料は取扱いが異なります）。

令和7年度税制改正により、23歳未満の扶養親族を有する場合は令和8年分における一般生命保険料控除（新契約）の適用限度額が4万円から6万円に引上げられます。ただし、一般・介護医療・個人年金の合計限度額（12万円）は変わりません。

なお、この措置は令和8年税制改正大綱において1年延長することが明記されており、令和9年分についても適用される予定です。

還付申告は5年間、申告書の提出が可能

令和7年分の所得税の確定申告は令和8年2月16日～3月16日までとなりますが、確定申告の必要がない給与所得者等が医療費控除や雑損控除、寄附金控除などの適用を受ける還付申告は確定申告期間に関係なく、その年分の翌年1月から申告書を提出することができます。

この還付申告は5年間行うことができますので、令和7年分は令和12年12月まで申告することができます。また、申告をしていなかった場合、令和3年分は令和8年12月まで申告できます。



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <https://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 309

発行： 2026年
3月2日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL： 0836-33-6717

FAX： 0836-33-6753

Mail： info@ubc-net.com

URL： <https://www.ubc-net.com>

所属： (一財) 総合福祉研究会

(一社) 全国地域医業研究会

総合福祉

事業活動計算書各論 【繰越活動増減差額の部】



1. 繰越活動増減差額の部とは

繰越活動増減差額の部とは、事業活動計算書において、当会計年度の「当期活動増減差額」に「前期繰越活動増減差額」等を加減して、最終的に貸借対照表の純資産の部に計上される「次期繰越活動増減差額」を算出するための区分を言い、当会計年度における全ての純資産の増減の内容を表示するものです。

繰越活動増減差額の部については、会計基準省令第二号第一様式において様式が定められており、うち「その他の積立金取崩額」、「その他の積立金積立額」については、会計基準省令 別表第二 事業活動計算書勘定科目（第二十四条関係）において「〇〇積立金取崩額」、「〇〇積立金積立額」として中区分が設定されており、積立金の目的によって適当な名称を付して計上することが求められます。

2. 前期繰越活動増減差額

前期繰越活動増減差額とは、前会計年度において算出された「次期繰越活動増減差額」を当会計年度に繰り越したものを意味し、これに当会計年度の「当期活動増減差額」等を加減して、当会計年度の「次期繰越活動増減差額」を算出します。法人単位事業活動計算書、及び拠点別事業活動計算書は2期比較で表示されるため、当年度決算の「前期繰越活動増減差額」は必ず前年度決算の「次期繰越活動増減差額」と一致します。

3. 当期末繰越活動増減差額

当期末繰越活動増減差額とは、「前期繰越活動増減差額」に当会計年度の「当期活動増減差額」を合算したものであり、基本金の取崩しやその他の積立金の取崩・積立を含めない純資産の増減を表す項目です。

4. 基本金取崩額

基本金は、社会福祉法人が社会福祉事業を存続する限り維持しなければならない事業基盤としての寄附という性格が強く、原則として取崩すことはできません。

しかしながら、以下の要件をすべて満たす場合には基本金を取崩すことが認められており、「基本金取崩額」は、基本金を取崩す場合に繰越活動増減差額の部において、「当期末繰越活動増減差額」に加算する項目として計上します（運用上の取扱い第12）。

なお、基本金の取崩しは、各拠点区分単位で処理を行うとともに、基本財産の取崩しと同様、事前に所轄庁に協議し、内容の審査を受けなければならないとされています（運用上の留意事項第14（3））。

【基本金の取崩しの要件】

- (1) 事業の一部又は全部を廃止すること
- (2) 基本金組入れの対象となった基本財産又はその他の固定資産が廃棄され、又は売却されること

5. その他の積立金取崩額

その他の積立金取崩額とは、過去において特定の目的のために積み立てられた積立資産を取崩す場合に、見合いで同額計上されていた積立金を同額取崩すこととされており（運用上の取扱い第19）、その際、事業活動計算書の繰越活動増減差額の部において「当期末繰越活動増減差額」に加算する項目として計上される科目を言います。

6. その他の積立金積立額

「当期末繰越活動増減差額」に「その他の積立金取崩額」を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができることとされており、その際は、積立の目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てることとされています（運用上の取扱い19）。

その他の積立金積立額とは、上記に基づき積立金を積み立てる場合に、事業活動計算書の繰越活動増減差額の部において、「当期末繰越活動増減差額」から控除する項目として計上される科目を言います。

ただし、その他の積立金を積み立てるには以下の要件を全て満たす必要がある点には留意してください（会計基準省令第6条第3項）。

【その他の積立金を積み立てる要件】

- ①将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるものであること
- ②理事会の議決に基づき積み立てられるものであること
- ③事業活動計算書における「当期末繰越活動増減差額」に「その他の積立金取崩額」を加算した額に余剰が生じた場合にその範囲内での積み立てであること（※1）
- ④積み立ての目的を示す名称を付して積み立てを行うこと
- ⑤原則として同額の積立資産を積み立てること（※2）
- ⑥以下の事業を運営している場合、上記要件に加えてそれぞれの諸規定を遵守する。

● 就労支援事業…運用上の留意事項第19（3）

● 授産施設…運用上の留意事項第19（4）

※1 積立可能額の計算に「基本金取崩額」を含めることは理論的には可能であると考えられる。

※2 資金管理上の理由等から積立資産の積立が必要とされる場合には、その名称・理由を明確化した上で積立金を積み立てずに積立資産を計上できることとされている（運用上の留意事項第19（1））。具体例としては、退職給付引当金に対応して退職給付積立資産を積み立てる場合が挙げられる。

一方、資金的な裏付けのないまま、積立資産を積み立てずに積立金を計上することは認められていない。

また、積立資産の積み立ての時期については、増減差額の発生した年度の計算書類に反映させるものですが、専用の預金口座で管理する場合は、遅くとも決算理事会終了後2ヶ月を超えないうちに行うものとされています。

積立資産の積み立てにあたっては、預金による積み立てのケースが多いものと想定されますが、会計上の預金から積立資産への振替に伴って、必ずしも口座振替までも実施する必要はありません。また、積立資産を専用の預金口座で管理する場合には決算理事会の終了後2ヶ月以内に当該預金口座で積立資産を積み立てることが求められます。

なお、運用上の留意事項第19（2）は1つの預金口座で通常の運営資金と積立資産を管理することを否定するものではありません。

7. 次期繰越活動増減差額

次期繰越活動増減差額とは、事業活動計算書において「前期繰越活動増減差額」から当会計年度の純資産の増減を加減して最終的に計算されるものを言い、貸借対照表の純資産の部における「基本金」、「国庫補助金等特別積立金」、「その他の積立金」以外の純資産の構成要素であり、翌会計年度に繰り越される剰余部分となります。

経理規程の確認と改正の準備を ～「入札契約等の取扱いについて」の改正について～

「予算決算及び会計令」(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」と言います。)第99条では、随意契約ができる場合の上限額が定められており、平成12年2月17日に厚生労働省が発出した「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」にも同様の内容が定められていました。「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」は平成29年3月29日に新たな通知として発出され、その際に、随意契約ができる場合の上限額は、会計監査を受けない法人は1,000万円、会計監査を受ける法人は契約の種類に応じた額が定められました。ただし予決令を引用した金額については、本来は3社以上の相見積もりを必要とするところ、これを超えない場合には2社以上の相見積もりで差し支えないものという形で残りました。

予決令第99条が定める少額随意契約の上限額は令和7年4月1日付で改正されました。社会福祉法人についても、昨今の物価高騰等を踏まえ、通知で引用している金額が以下の通り改正される予定とのことです。

(現行) (改正後)

- ・工事又は製造の請負額 :250万円 → 400万円
- ・食料品、物品等の買入れ :160万円 → 300万円
- ・上記に掲げるもの以外 :100万円 → 200万円

また、「小規模社会福祉法人向け経理規程例」についても、同様の箇所が改正予定であるとのことです。

この内容は「社会福祉法人モデル経理規程」にも盛り込まれている内容ですので、ほとんどの社会福祉法人で経理規程の改正が必要になると考えます。先ず自法人の経理規程をはじめ契約や権限等に関する規定を確認のうえ、理事会への付議その他必要な手続きの準備をしてください。

(総合福祉研究会)